平成２６年（フ）第５０１１号
千葉県野田市山崎837―２
債務者　大塚　康弘
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０１２号
東京都八王子市椚田町500―４―201
債務者　佐藤　俊一
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０１３号
東京都八王子市椚田町500―４―201
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０１６号
東京都葛飾区西亀有３丁目27―26　ストンパレス２Ａ
債務者　バルケドラバルンソゆうき（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０２０号
東京都板橋区小豆沢４丁目19―７―104
債務者　阿出川いづみ
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０２２号
東京都杉並区和泉４丁目44―42　ヘリオス相互378方南町パートⅡ―203
債務者　福地　孝子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０２３号
東京都板橋区徳丸４丁目14―１―301
債務者　田中　　明
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０２４号
東京都大田区北嶺町17―８　藤牧方１階号室
債務者　中田　留子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７２号
神奈川県大和市福田1831番地　ハウスＫ202号
債務者　下山　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１７号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地47―401
債務者　岩佐　泰子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９４号
静岡県島田市金谷代官町290番地の１エルディムスズキ103号室
債務者　佐藤　利紗
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４２号
東京都東久留米市八幡町１丁目２番３―210号
債務者　藤本　時子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
熊本県人吉市中青井町296番地ファースト中青井605
債務者　小野やよい
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第３１０号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西12―513
債務者　山下八千代（旧姓立川）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７３３号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目19番地の１　メゾン湘南台202号室
債務者　水島　美香（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部